

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	景観地区内に定められた建築物の壁面の位置の制限に係る許可	
根拠法令・条項 所 管 課	建築基準法第68条第2項第2号 建築安全課	
審 査 基 準	<p>本市には、当該許可に係る「景観地区」がなく、今後の見通しも不明確であるため、現時点で、審査基準を定めるのは不合理であり、困難であるため、法の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	<p>許可については60日を原則とする。</p>